

RBSS 基準（優良防犯機器認定基準）

## 『実用動作サンプル』説明要領書

### 1 共通事項

#### 1.1 実用動作サンプルの提供方法

- ・実用動作サンプル（組合せとして推奨機器が必要な場合、その代表機器も含めて）は、事務局が指定した日程で搬入すること（審査会議等の日時指定された2日前を基本として、宅急便等で可とする）

#### 1.2 実用動作サンプルの返却方法

- ・実用動作サンプルは、判定会議の終了後に申請者に返却を原則とする（宅急便等）

#### 1.3 説明立会人

- ・事務局から説明立会人の要請があった場合、審査会議に出席することを原則とする（日時指定）。

### 2 実用動作サンプルの運用とその準備事項

#### 2.1 申請機器の概要紹介

- (1) 申請事業者による説明立会人は、被測定機器が“認定基準 機器品目の適用範囲”の対象であること、その要点等の説明をすること。
- (2) 標準構成として、“被測定機器の範囲”について説明をすること（3.2 用語を参照のこと）。
- (3) 被測定機器の本体に、RBSS マークの貼付について説明すること（貼付予定箇所：外観図等と照合）
- (4) 被測定機器に係る構造・本体表示を説明すること。

#### 2.2 実用動作の簡易試験等による確認

- (1) 申請事業者説明立会人は、審査員の要求があれば、その実用動作も行うことを原則とする。